津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域　区域図） 津幡町 - 10

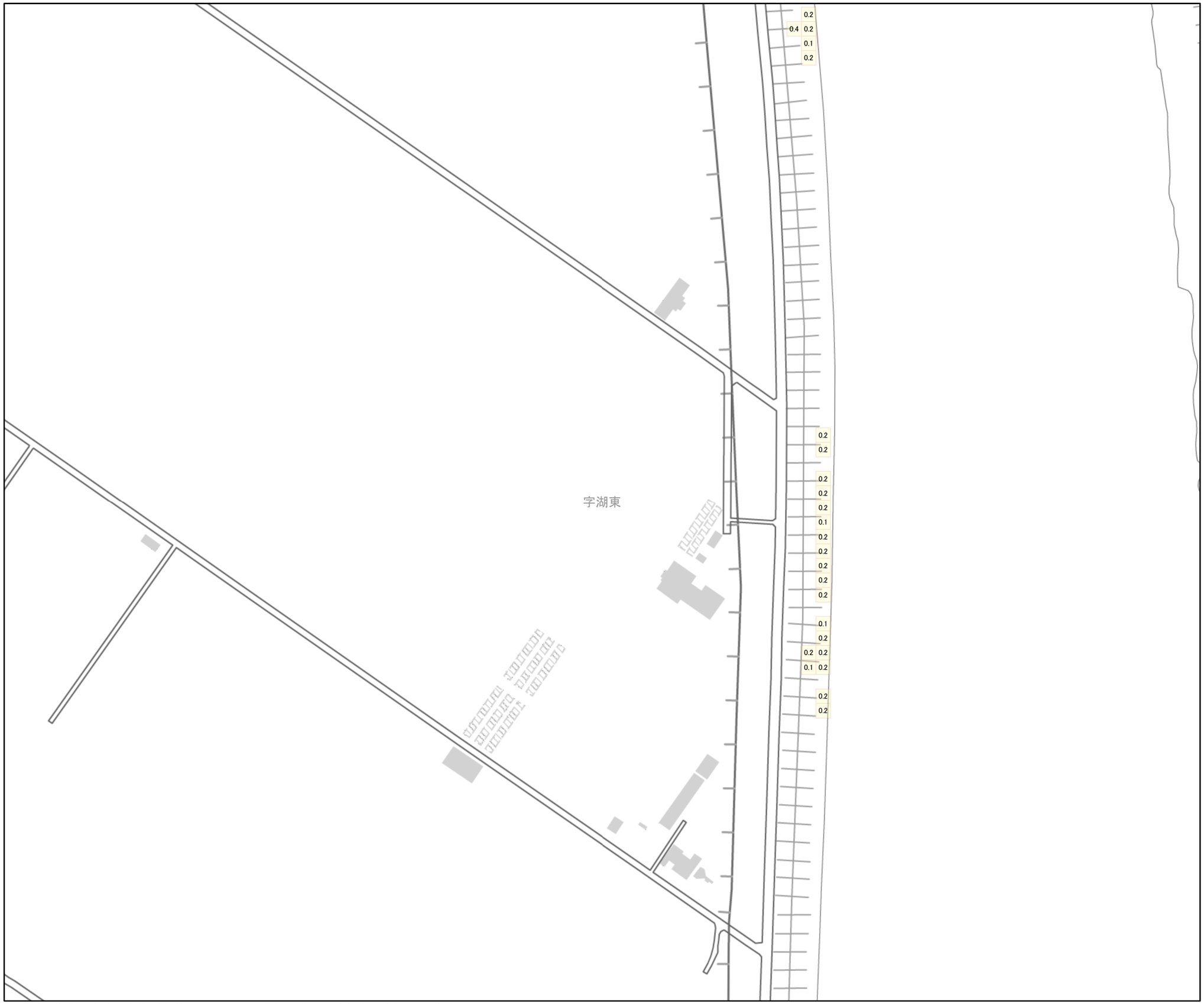

【留意事項】

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号(以下「津波法」という))第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(m単位)で表示しています。
（下図参照）

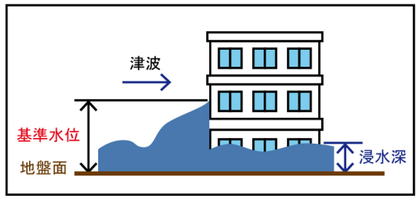

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成21年度から平成25年度に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和4年度時点の国土地理院の電子地形図（タイル）を使用しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

N

縮尺
1:2,500

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
市町名	津幡町
図面番号	10

0　25　50　100　150 m

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 605」「地理院タイル（淡色地図）を加工して作成」